

第 2 9 回 宮 城 県 障 害 者 技 能 競 技 大 会 開 催 要 領 (愛称：アビリンピックみやぎ2025)

1 目 的

障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的とする。

2 競技種目

	競技種目名	参加定員	備考
1	DTP	5名	
2	ワード・プロセッサ1	5名	
3	ワード・プロセッサ2 (チャレンジコース)	5名	全国大会への参加対象外
4	ホームページ	5名	
5	ビルクリーニング	10名	
6	製品パッキング	5名	
7	喫茶サービス	10名	
8	オフィスアシスタント	7名	
9	パソコンデータ入力	10名	知的障害者対象
10	ネイル施術	4名	
	計	66名	

3 主催者等

(1) 主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部

(2) 共催

宮城県

(3) 後援(予定)

宮城労働局、宮城県教育委員会、多賀城市、宮城県障がい者福祉協会

宮城県知的障害者福祉協会、宮城県精神保健福祉協会、宮城県職業能力開発協会

宮城県技能士会連合会、宮城県障害者福祉センター、河北新報社、NHK仙台放送局

tbc 東北放送、仙台放送、ミヤギテレビ、k h b 東日本放送 (順不同)

4 開催日程

令和7年7月12日(土)

受付 : 午前8時50分～午前9時30分

競技 : 午前10時～午後1時(競技ごとに終了時間は異なる。)

閉会式(表彰式) : 午後2時45分～午後3時30分

5 会 場

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

宮城支部 宮城職業能力開発促進センター（ポリテクセンター宮城）

〒985-8550 多賀城市明月 2-2-1 TEL：022-361-6288

6 参加資格

令和7年4月1日に15歳以上である次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)及び(5)に該当する者。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者
- (4) 原則、宮城県内に居住する方又は宮城県内の事業所に勤務する方
- (5) 参加を希望する技能競技種目において、第40回から第44回までの全国障害者技能競技大会で金賞を受賞した者でない者

7 競技方法

- (1) 競技は実技のみ実施する。
- (2) 競技時間、競技中の休憩時間及び競技課題は、それぞれの競技ごとに定める。
なお、競技課題は競技の実施に支障のない範囲で事前に公表する。
- (3) 競技の使用機器等は大会事務局で準備することとし、原則として大会事務局が準備するもの以外の持ち込みは不可とするが、選手個々の障害特性により競技参加において必要とする機器等は、事前に事務局に申請した上で持ち込むことを可能とする。また、使用機器の仕様等は事前に公表する。ただし、ネイル施術競技については、全国大会と同様に用具等は選手が準備することとする。
- (4) 競技の使用機器等の改良は行わないものとする。
- (5) 競技成績の評価（審査）に当たり、障害の種類・程度は考慮しないこととする。

8 表彰等

成績優秀者に対して、競技種目ごとに最優秀賞（金賞）、銀賞及び銅賞を授与する。

なお、本大会での最優秀賞（金賞）受賞者（金賞受賞者に準ずる者を含む）は、宮城県知事より第45回全国障害者技能競技大会の参加選手として推薦される（推薦人数は、原則として1競技種目につき1名）。

*第45回全国障害者技能競技大会（愛知県において令和7年10月17日から19日まで開催予定）

9 大会参加料

大会参加料は無料とする。

10 参加申込

- (1) 提出書類 「参加申込書」
- (2) 受付期間 令和7年4月1日（火）から5月16日（金）まで
- (3) 申込方法 郵送または持参

イ 郵送による申込みの場合は、締切日の消印まで有効とする。

封筒の表には、「大会参加申込書在中」と朱書きさせることとする。

ロ 持参による申込みの場合は、上記期間のうち月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時30分までの受付とする。

(4) 参加申込書の提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部 高齢・障害者業務課

〒985-8550 多賀城市明月 2-2-1

TEL : 022-361-6288 FAX : 022-361-6291

(5) 同意書の提出

参加内定後に「同意書」の提出を求めることとする。

11 併催イベント(予定)

企業や社会一般の人々が、障害者の雇用、能力開発に関する理解と認識を深めることを目的とし、関係機関等の協力のもと、各種イベントを実施する。

12 その他

- (1) 日常動作に必要な補助具等は、各自使用しているものとする。
- (2) 手話通訳者等は、大会事務局で配置する。
- (3) 大会の周知啓発の趣旨から写真等の撮影を行うため、同意書に当該取扱いを表示する。
- (4) 本要領に定めのない事項等については、主催者と共催者が協議の上、取り扱うこととする。